

(環境委員会)

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所

並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めの件(閣承認第

五号)(衆議院送付)要旨

本承認案件は、原子力規制委員会設置法に基づき、原子力安全・保安院が廃止されることに伴い、現在、産業保安に関する業務を行う組織として原子力安全・保安院に設置されている産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署を、経済産業省の地方機関として設置することについて、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求めらるものである。